

2026年（令和8年）5月22日付け福山市公告第520号（大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る公告について）の一部を次のように訂正します。

2026年（令和8年）5月28日

福山市長 枝 広 直 幹

1 訂正した事項

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

訂正前

(1) 駐車場の収容台数

313台

(2) 駐輪場の収容台数

97台

訂正後

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収 容 台 数
A	店舗施設北側	313台
	合 計	313台
	届出台数	187台

※駐車場整備台数313台の内187台を来客用の届出駐車台数とする。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収 容 台 数
A-1	店舗施設A-2北西側	25台
A-2	店舗施設A-1北側	47台
A-3	店舗施設A-3北側	25台
	合 計	97台
	届出台数	83台

※駐輪場整備台数97台の内83台を来客用の届出駐輪台数とする。